保育幼稚園課長

9月からの保育料・給食代について

1. 保育料決定通知書について【0~2歳児】

令和7年8月分までの保育料は令和6年度市町村民税所得割額を、令和7年9月分からの保育料は令和7年度市町村民税所得割額をもとに算定します。

8月中旬頃、利用施設から保育料決定通知書をお渡ししますので、9月分からの保育料をご確認ください。

2. 給食代について【3~5歳児】

年収360万円未満相当世帯および第3子以降のお子さまについては、副食費が免除となります。給食代については、各利用施設にお問い合わせください。

※保育料と同様、令和7年8月分までは令和6年度市町村民税所得割額を、

令和7年9月分からは令和7年度市町村民税所得割額で算定します。

3. 注意事項

- ・市町村民税が未申告の場合、保育料は最高額で決定されます。申告がまだの方は、速やかに 市町村民税の申告手続きをお願いします。
- ・6月中旬時点の税額で保育料等を算定しますので、その後、税申告または修正申告をされた 方は、保育幼稚園課までご連絡ください。なお、修正申告をされた場合でも保育料等は原則 遡及して変更は行いません。修正申告をした事実が分かった次月からの変更となりますので ご了承ください。
- ・保護者の合計の市町村民税所得割額が77,101円未満かつ下記に当てはまる場合は、 保育料が減免される場合がありますので、保育幼稚園課までご相談ください。
 - ①ひとり親家族で児童扶養手当もしくは遺族年金を受給している
 - ②在宅障害者(児)のおられる世帯(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳の 交付を受けている若しくは特別児童扶養手当または障害基礎年金の受給者)
- ・児童扶養手当の受給資格がなくなった場合、または、生活保護の支給が停止となった場合は、保育幼稚園課まで早急に申し出てください。申し出が遅れた場合、保育料を遡及して 追及させていただく場合があります。

事務担当:

保育幼稚園課 施設運営係 電話(直通) 059-354-8172